

新旧対照表「平成22年度国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての留意事項について(通知)」

平成22年度	平成21年度
<p style="text-align: right;">保国発第1225001号 平成21年12月25日</p> <p>都道府県民生主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省保険局国民健康保険課長</p> <p style="text-align: center;"><u>平成22年度国民健康保険の保険者等の予算編成</u> に当たっての留意事項について(通知)</p> <p>国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、市町村(特別区並びに国民健康保険の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)及び国民健康保険組合の予算編成に当たっては、次の事項に留意のうえ、適切な編成を行うよう貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合に対し、助言・指導をお願いします。</p> <p>また、昨年と同様に都道府県における予算編成の留意事項を添付したので、貴都道府県の予算編成に当たっても、適切な編成をお願いします。</p>	<p style="text-align: right;">保国発第1225001号 平成20年12月25日</p> <p>都道府県民生主管部(局)長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省保険局国民健康保険課長</p> <p style="text-align: center;"><u>平成21年度国民健康保険の保険者等の予算編成</u> に当たっての留意事項について(通知)</p> <p>国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、市町村(特別区並びに国民健康保険の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)及び国民健康保険組合の予算編成に当たっては、次の事項に留意のうえ、適切な編成を行うよう貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合に対し、助言・指導をお願いします。</p> <p>また、昨年と同様に都道府県における予算編成の留意事項を添付したので、貴都道府県の予算編成に当たっても、適切な編成をお願いします。</p>

第1 国民健康保険制度の改正関係

国民健康保険制度については、次のような改正等が予定されているので、予算編成等に適切に対処されたいこと。

1 平成22年度までの暫定措置とされていた次の国保財政基盤安定化策については、平成22年度から平成25年度までの4年間延長すること。（改正法の公布日～）

- (1) 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業
- (2) 保険基盤安定事業（保険者支援分）
- (3) 国民健康保険財政安定化支援事業に係る地方財政措置

2 市町村国保の運営の広域化・地方分権の推進を図る観点から、次の見直しを行うこと。

(1) 都道府県の判断により、以下のことを実施できることとすること。（改正法の公布日～）

- ① 保険財政共同安定化事業の対象拡大（対象医療費の引下げ等）
- ② 国保運営の都道府県単位化に向けた「広域化等支援方針（仮称）」の策定
- ③ 事業運営の改善が必要な市町村に対する助言又は勧告

(2) 次の規定を廃止すること。（改正法の公布日～）

- ① 市町村が保険料率の変更や任意給付の創設をする場合などにおける都道府県知事への事前協議（法第12条）
- ② 医療費が著しく高額として厚生労働大臣の指定を受けた市町村による運営安定化計画の策定（法第68条の2）

※平成22年度の指定市町村までは現行の規定が適用される。

3 70歳以上75歳未満被保険者の一部負担の1割から2割への見直しにつ

第1 国民健康保険制度の改正関係

国民健康保険制度については、長寿医療制度の見直し等に伴い、次のような改正等が予定されているので、予算編成等に適切に対処されたいこと。

1 70歳以上の現役並み所得者の判定基準において、次の条件をすべて満たす者が新たに所得区分「一般」に該当すること。（平成21年1月～）

- (1) 課税所得145万円以上かつ収入の額が383万円以上の者
- (2) 世帯内に他の70歳以上の被保険者がいない者であって、特定同一世帯所属者がいる者
- (3) (1)の被保険者及び(2)の特定同一世帯所属者の収入の合計額が520万円未満の者

2 70歳以上75歳未満被保険者の一部負担の1割から2割への見直しにつ

いて、平成21年度に引き続き、平成22年4月から23年3月まで1年間凍結を延長すること。

(削除)

(削除)

4 国民健康保険料(税)の基礎賦課(課税)額に係る賦課(課税)限度額を47万円から50万円とし、後期高齢者支援金等賦課(課税)額に係る賦課(課税)限度額を12万円から13万円とすること。(平成22年4月～)

5 国民健康保険料(税)を減額賦課(課税)する際、応益割合にかかわらず7・5・2割軽減が可能とすること。(平成22年4月～)

6 非自発的失業者の国民健康保険料(税)について、失業から一定の期間、前年の給与所得を30/100として算定すること。(平成22年4月～)

また、これに伴い、保険料軽減措置の対象となる場合は、保険基盤安定制度を適用すること。この場合において、保険基盤安定制度による補てんでは不足

いて、平成20年度に引き続き、平成21年4月から22年3月まで1年間凍結を延長すること。(保険給付は8割とし、この措置に係る財源は国の負担とする。)

3 高額療養費制度について、被保険者が75歳に到達する月については、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行することにより、国民健康保険と後期高齢者医療制度に分かれることによる負担を軽減するため、自己負担限度額を通常の1/2の額とすること。(平成21年1月～)

また、被用者保険の被保険者が75歳に到達することにより、新たに国民健康保険の被保険者になる被用者保険の被扶養者についても、同様の措置が行われること。

4 特定疾患治療研究事業及び小児慢性疾患治療研究事業(スモン等で所得を問わず自己負担が発生しない場合を除く。)に係る高額療養費制度の自己負担限度額について、一般の高額療養費と同様に所得に応じた限度額を用いること。(平成21年5月～)

なお、その詳細な内容については、追って連絡する予定であること。

5 国民健康保険料(税)の介護納付金賦課(課税)額に係る賦課(課税)限度額を9万円から10万円とすること。(平成21年4月～)

する平均保険料と軽減後の保険料との差額については特別調整交付金で補てんすること。

7 資格証明書交付世帯にいる子どもに対し、短期被保険者証を交付する措置の対象を高校生世代までに拡大するなど。(改正法の公布日から2月以内の日～)

8 平成22年度から平成24年度までの暫定措置として、国民健康保険組合の組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の一部に対する補助率を引き下げる事。 (平成22年7月～)

9 診療報酬改定については、保険財政の状況及び市場実勢価格等を踏まえること。なお、診療報酬本体の改定で1.55%の引き上げ、薬価等の改定で1.36%の引き下げ、合計で0.19%を引き上げること。

第2 市町村における国民健康保険特別会計事業勘定の予算編成の留意事項

1 歳出に関する事項

(1) 保険給付費等

療養の給付費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「医療給付費」という。）及び老人保健医療費拠出金（精算分）の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）の積算に当たっては、これらの過去の実績を踏まえて、さらに最近における医療費の動向や特殊事情の有無等も考慮したうえで、適正な額を計上されたいこと。

なお、老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）については平成20年度精算分のみとなるので留意されたいこと。

また、医療費等の推計方法の一例として、別紙「平成22年度医療費等の推計方法」を示したので参考にされたい。

(2) 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等

後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の積算に当たっては、別紙に示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。

(3) 前期高齢者納付金等

前期高齢者納付金等の積算に当たっては、別紙に示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。

(4) 介護納付金

第2 市町村における国民健康保険特別会計事業勘定の予算編成の留意事項

1 歳出に関する事項

(1) 保険給付費等

療養の給付費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「医療給付費」という。）及び老人保健医療費拠出金（精算分）の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）の積算に当たっては、これらの過去の実績を踏まえて、さらに最近における医療費の動向や特殊事情の有無等も考慮したうえで、適正な額を計上されたいこと。

なお、老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）については平成19年度精算分のみとなるので留意されたいこと。

また、医療費等の推計方法の一例として、別紙「平成21年度医療費等の推計方法」を示したので参考にされたい。

(2) 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等

後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の積算に当たっては、別紙に示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。

(3) 前期高齢者納付金等

前期高齢者納付金等の積算に当たっては、別紙に示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。

また、平成21年度においては、激変緩和措置（前期高齢者納付金を3分の2とする経過措置（平成19年度に退職者医療費拠出金を拠出していた保険者を除く。））を講じることとしており、その積算式の変更点については、別添「激変緩和経過措置による変更点」を参照されたいこと

(4) 介護納付金

介護納付金の積算に当たっては、国の予算が固まり次第、厚生労働省老健局介護保険計画課から事務連絡により示される額を参考にして計上されたいこと。

ただし、この関係諸係数については、あくまでも参考値であり、正式には、平成22年2月中旬に厚生労働大臣告示により示されることとなるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

(5) 総務費

ア 人件費を国民健康保険特別会計で経理する場合には、国民健康保険に従事する職員のうち他の事務を兼ねている職員について、国民健康保険事務に従事した日数等を的確に把握し、日数割合等により算出することによって、国民健康保険特別会計に計上されたいこと。

イ 平成22年度において国民健康保険法（昭和33年法律第192号。）第68条の2第1項の規定に基づき指定された指定市町村（以下「指定市町村」という。）にあつては、安定化計画の推進に要する経費を計上されたいこと。

なお、指定市町村以外の高医療費市町村についても、指定市町村に準じて同様の措置を講じる必要がある場合には、対象経費を計上されたいこと。

ウ 保険料（税）の収入の確保は、制度運営の基本となるものであり、近年の保険料（税）収納率が低調な状況を踏まえ、嘱託徴収員の確保、短期被保険者証・資格証明書の活用、滞納処分の厳正な実施等、市町村の実情に応じた積極的な収納対策を講ずることとし、そのために必要な経費を確保されたいこと。

(6) 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金

保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業（以下「保険財政共同

介護納付金の積算に当たっては、厚生労働省老健局介護保険課から平成20年12月22日付事務連絡により示された額を参考にして計上されたいこと。

ただし、この関係諸係数については、あくまでも参考値であり、正式には、平成21年1月下旬に厚生労働大臣告示により示されることとなるので、十分留意のうえ計上されたいこと。

(5) 総務費

ア 人件費を国民健康保険特別会計で経理する場合には、国民健康保険に従事する職員のうち他の事務を兼ねている職員について、国民健康保険事務に従事した日数等を的確に把握し、日数割合等により算出することによって、国民健康保険特別会計に計上されたいこと。

イ 平成21年度において国民健康保険法（昭和33年法律第192号。）第68条の2第1項の規定に基づき指定された指定市町村（以下「指定市町村」という。）にあつては、安定化計画の推進に要する経費を計上されたいこと。

なお、指定市町村以外の高医療費市町村についても、指定市町村に準じて同様の措置を講じる必要がある場合には、対象経費を計上されたいこと。

ウ 保険料（税）の収入の確保は、制度運営の基本となるものであり、近年の保険料（税）収納率が低調な状況を踏まえ、嘱託徴収員の確保、短期被保険者証・資格証明書の活用、滞納処分の厳正な実施等、市町村の実情に応じた積極的な収納対策を講ずることとし、そのために必要な経費を確保されたいこと。

(6) 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金

保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業（以下「保険財政共同

安定化事業等」という。)については、平成21年度から平成22年度にかけて切れ目なく延長されることから、保険財政共同安定化事業等に係る拠出金については、例年どおり、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)附則第16条から第22条を踏まえ、都道府県、国民健康保険団体連合会及び保険者間において十分協議し、適正な額を計上されたいこと。

(7) 保健事業費

ア 保健事業費は、被保険者の健康の保持増進を図ることにより、国民健康保険財政の健全化が期待される重要な事業経費である。

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、生活習慣病予防についての保険者の役割が明確化され、平成20年4月より、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化されたところであり、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する経費を計上されたいこと。

また、国民健康保険法第82条に規定されている特定健康診査及び特定保健指導以外の保健事業についても、地域の実情や医療費の分析結果を踏まえ、引き続き効率的かつ効果的な事業の推進に必要な経費を計上されたいこと。

平成22年度に国民健康保険直営診療施設と連携した国民健康保険総合保健施設の整備及び保健事業部門の運営に係る事業を実施する保険者は、当該事業に要する経費を計上するとともに、他の保健事業費と紛れることのないように管理されたいこと。

イ 医療費通知については、被保険者が健康に対する認識を深めるために重要であるので、「国民健康保険における医療費の通知について」(昭和55年7月4日保険発第51号国民健康保険課長通知)に基づいて実施するとともに、医療費に係る減額査定が行われた場合は、「国民健康保険における医療費通知の適切な実施について」(昭和60年4月30日保険発第42号国民健康保険課長通知)に基づいて、医療費通知にその額を付記す

安定化事業等」という。)に係る拠出金については、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号)附則第16条から第22条を踏まえ、都道府県、国民健康保険団体連合会及び保険者間において十分協議し、適正な額を計上されたいこと。

(7) 保健事業費

ア 保健事業費は、被保険者の健康の保持増進を図ることにより、国民健康保険財政の健全化が期待される重要な事業経費である。

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、生活習慣病予防についての保険者の役割が明確化され、平成20年4月より、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化されたところであり、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する経費を計上されたいこと。

また、国民健康保険法第82条に規定されている特定健康診査及び特定保健指導以外の保健事業についても、地域の実情や医療費の分析結果を踏まえ、引き続き効率的かつ効果的な事業の推進に必要な経費を計上されたいこと。

平成21年度に国民健康保険直営診療施設と連携した国民健康保険総合保健施設の整備及び保健事業部門の運営に係る事業を実施する保険者は、当該事業に要する経費を計上するとともに、他の保健事業費と紛れることのないように管理されたいこと。

イ 医療費通知については、被保険者が健康に対する認識を深めるために重要であるので、「国民健康保険における医療費の通知について」(昭和55年7月4日保険発第51号国民健康保険課長通知)に基づいて実施するとともに、医療費に係る減額査定が行われた場合は、「国民健康保険における医療費通知の適切な実施について」(昭和60年4月30日保険発第42号国民健康保険課長通知)に基づいて、医療費通知にその額を付記す

る等により通知を実施することとし、そのために必要な経費をア以外に別途計上されたいこと。

(削除)

(8) 諸支出金

直営診療施設繰出金については、特別調整交付金で交付される診療施設の施設・設備整備の補助及び運営費の補助相当額を一度事業勘定に受け入れたうえ、同額を直営診療施設勘定に繰り出すための予算措置が必要となるので留意されたいこと。

(9) 基金の積立

国民健康保険財政の基盤を安定・強化する観点から、保険者の規模等に
応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てられたいこと。

2 歳入に関する事項

(1) 保険料（税）

ア 医療給付費分の保険料（税）

一般被保険者に係る医療給付費分の保険料（税）の現年度分収入額は、一般被保険者に係る医療給付費から一部負担金に相当する額を控除した額、老人保健医療費拠出金（精算分）の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）、前期高齢者納付金等の額、保健事業に要する費用の額及びその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額から、退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額、前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合にはこれを控除し、さらに国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要す

る等により通知を実施することとし、そのために必要な経費をア以外に別途計上されたいこと。

ウ 後発医薬品の普及促進については、平成21年度政府予算案において保険者全体の取組みとして、「後発医薬品希望カード」の配布等を行うこととされたことを踏まえ、必要な経費を計上されたいこと。

(8) 諸支出金

直営診療施設繰出金については、特別調整交付金で交付される診療施設の施設・設備整備の補助及び運営費の補助相当額を一度事業勘定に受け入れたうえ、同額を直営診療施設勘定に繰り出すための予算措置が必要となるので留意されたいこと。

(9) 基金の積立

国民健康保険財政の基盤を安定・強化する観点から、保険者の規模等に
応じて、安定的かつ十分な基金を積み立てられたいこと。

2 歳入に関する事項

(1) 保険料（税）

ア 医療給付費分の保険料（税）

一般被保険者に係る医療給付費分の保険料（税）の現年度分収入額は、一般被保険者に係る医療給付費から一部負担金に相当する額を控除した額、老人保健医療費拠出金（精算分）の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）、前期高齢者納付金等の額、保健事業に要する費用の額及びその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額から、退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額、前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合にはこれを控除し、さらに国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要す

る費用に係るものを除いたもの。)を控除した額を基準として計上されたいこと。

イ 後期高齢者支援金分の保険料（税）

一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の保険料（税）の現年度分収入額は、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額から退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額の額を控除し、さらに国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（国庫支出金等は後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）を控除した額を基準として計上されたいこと。

ウ 介護納付金分の保険料（税）

介護保険第2号被保険者に係る介護納付金分の保険料（税）の現年度分収入額は、介護納付金額から国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（国庫支出金等は介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）を控除した額を基準として計上されたいこと。

エ 予定収納率

保険料（税）の賦課（課税）総額とは、ア、イ及びウにおいて基準とした額と保険基盤安定繰入金として計上した額との合計額を、予定収納率で除して得た額であるが、この予定収納率の設定に当たっては、過去の収納状況等を十分に勘案したうえで、実行可能な予定収納率を設定されたいこと。

(2) 国庫支出金

ア 療養給付費等負担金

(ア) 一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定繰入金（保険者

る費用に係るものを除いたもの。)を控除した額を基準として計上されたいこと。

イ 後期高齢者支援金分の保険料（税）

一般被保険者に係る後期高齢者支援金分の保険料（税）の現年度分収入額は、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額から退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額の額を控除し、さらに国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（国庫支出金等は後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）を控除した額を基準として計上されたいこと。

ウ 介護納付金分の保険料（税）

介護保険第2号被保険者に係る介護納付金分の保険料（税）の現年度分収入額は、介護納付金額から国庫支出金、都道府県支出金、一般会計からの繰入金及びその他の収入等の総額（国庫支出金等は介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）を控除した額を基準として計上されたいこと。

エ 予定収納率

保険料（税）の賦課総額とは、ア、イ及びウにおいて基準とした額と保険基盤安定繰入金として計上した額との合計額を、予定収納率で除して得た額であるが、この予定収納率の設定に当たっては、過去の収納状況等を十分に勘案したうえで、実行可能な予定収納率を設定されたいこと。

(2) 国庫支出金

ア 療養給付費等負担金

(ア) 一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定繰入金（保険者

支援分を含む。以下同じ。)の2分の1に相当する額を控除した額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。)、前期高齢者納付金の額(退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。)、老人保健医療費拠出金(精算額(退職被保険者等に係る精算額を除く。))及び介護納付金の額の合算額(前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。)に対応する国庫負担額を計上されたいこと。

(別紙のⅦの1を参照)

(イ) 地方単独事業として現物給付により一部負担金の割合を減じる措置を実施している市町村にあつては、それらの措置の実施対象被保険者に係る療養の給付費を他の被保険者に係るものと区分して把握し、これに次の区分による調整率を乗じて、当該療養の給付費に係る国庫負担金を算出されたいこと。

区 分	費用の額の 3/10に相当 する額	費用の額の 2.5/10に相 当する額	費用の額の 2/10に相当 する額	費用の額の 1.5/10に相 当する額	費用の額の 1/10に相当 する額	費用の額の 0.5/10に相 当する額	0
6歳未満 (8割給付)	—	—	1.0000	0.9641	0.9349	0.8980	0.8611
若 人 (7割給付)	1.0000	0.9931	0.9794	0.9441	0.9153	0.8790	0.8427
前期高齢者 (7割給付)	1.0000	0.9930	0.9717	0.9501	0.9209	0.8915	0.8548
前期高齢者 (9割給付)	—	—	—	—	1.0000	0.9687	0.9295

なお、これによる国庫負担金の減額相当分については、一般会計等による所要の財源措置を講じられたいこと。

支援分を含む。以下同じ。)の2分の1に相当する額を控除した額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。)、前期高齢者納付金の額(退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。)、老人保健医療費拠出金(精算額(退職被保険者等に係る精算額を除く。))及び介護納付金の額の合算額(前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。)に対応する国庫負担額を計上されたいこと。

(別紙のⅦの1を参照)

(イ) 一部負担金の割合を減じる等いわゆる地方単独事業を実施している市町村にあつては、それらの措置の実施対象被保険者に係る療養の給付費を他の被保険者に係るものと区分して把握し、これに次の区分による調整率を乗じて、当該療養の給付費に係る国庫負担金を算出されたいこと。

区 分	費用の額の 3/10に相当 する額	費用の額の 2.5/10に相 当する額	費用の額の 2/10に相当 する額	費用の額の 1.5/10に相 当する額	費用の額の 1/10に相当 する額	費用の額の 0.5/10に相 当する額	0
6歳未満 (8割給付)	—	—	1.0000	0.9641	0.9349	0.8980	0.8611
若 人 (7割給付)	1.0000	0.9931	0.9794	0.9441	0.9153	0.8790	0.8427
前期高齢者 (7割給付)	1.0000	0.9930	0.9717	0.9501	0.9209	0.8915	0.8548
前期高齢者 (9割給付)	—	—	—	—	1.0000	0.9687	0.9295

なお、これによる国庫負担金の減額相当分については、一般会計等による所要の財源措置を講じられたいこと。

イ 高額医療費共同事業負担金

高額医療費共同事業負担金については、平成22年度に見込まれる標準高額医療費共同事業拠出金を踏まえ、適正な額を計上されたいこと。

ウ 特定健康診査等負担金

特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

エ 財政調整交付金

財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定のための繰入金の1/2に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（精算額（退職被保険者等に係る精算額を除く。））及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の9/100及び保険基盤安定のための繰入金の1/4に相当する額の合算額となることに留意されたいこと。

(ア) 普通調整交付金

一般被保険者に係る医療給付費及び保険財政共同安定化事業の拠出金（被保険者人数割による算定部分）の各見込額から保険基盤安定繰入金見込額、保険財政共同安定化事業の交付金の見込額の2分の1の額、高額医療費共同事業の高額医療費拠出金の見込額の2分の1の額及び平成20年度実施の安定化計画に係る基準超過費用見込額を控除した額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の各見込額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、

イ 高額医療費共同事業負担金

高額医療費共同事業負担金については、平成21年度に見込まれる標準高額医療費共同事業拠出金を踏まえ、適正な額を計上されたいこと。

ウ 特定健康診査等負担金

特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

エ 財政調整交付金

財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定のための繰入金の1/2に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（精算額（退職被保険者等に係る精算額を除く。））及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の9/100及び保険基盤安定のための繰入金の1/4に相当する額の合算額となることに留意されたいこと。

(ア) 普通調整交付金

一般被保険者に係る医療給付費及び保険財政共同安定化事業の拠出金（被保険者人数割による算定部分）の各見込額から保険基盤安定繰入金見込額、保険財政共同安定化事業の交付金の見込額の2分の1の額、高額医療費共同事業の高額医療費拠出金の見込額の2分の1の額及び平成19年度実施の安定化計画に係る基準超過費用見込額を控除した額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の各見込額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、

前期高齢者納付金の見込額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金見込額（精算額（退職被保険者等に係る精算額を除く。））及び介護納付金の見込額により算定した調整対象需要額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）、平成21年における基準総所得金額から退職被保険者等に係るものを控除した額、後期高齢者支援金に係る基準総所得金額から退職被保険者等に係るものを控除した額及び介護保険第2号被保険者に係る基準総所得金額の推定額並びに平成21年度の普通調整交付金に用いる係数によって算定した調整対象収入額を標準として、次の点に留意し適正な額を計上されたいこと。

- ① 地方単独事業として一部負担金の割合を減じる措置を実施している市町村にあっては、療養給付費等負担金と同様、普通調整交付金の算定に当たり調整対象需要額の調整が行われるものであること。
- ② 調整対象収入額の算定に当たっての減額後の基準総所得金額の算出においては、保険料（税）の賦課（課税）限度額が、医療給付費分は50万円、後期高齢者支援金分は13万円、介護納付金分は10万円であることに留意されたいこと。
- ③ 調整対象収入額の算定に当たっての基準総所得金額の算出における租税特別措置法に規定する特別控除額以下の譲渡所得金額の控除については、保険料（税）の算定の際に行われるものであるので、改めて控除する必要がないこと。

（イ）特別調整交付金

事業の実施状況等を勘案して、過去の交付実績（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第10号の特別事情による財政負担増等の理由による交付を除く。）に基づく額を計上されたいこと。

前期高齢者納付金の見込額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金見込額（精算額（退職被保険者等に係る精算額を除く。））及び介護納付金の見込額により算定した調整対象需要額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）、平成20年における基準総所得金額から退職被保険者等に係るものを控除した額、後期高齢者支援金に係る基準総所得金額から退職被保険者等に係るものを控除した額及び介護保険第2号被保険者に係る基準総所得金額の推定額並びに平成20年度の普通調整交付金に用いる係数によって算定した調整対象収入額を標準として、次の点に留意し適正な額を計上されたいこと。

- ① 一部負担金の割合を減じる等のいわゆる地方単独事業を実施している市町村にあっては、療養給付費等負担金と同様、普通調整交付金の算定に当たり調整対象需要額の調整が行われるものであること。
- ② 調整対象収入額の算定に当たっての減額後の基準総所得金額の算出においては、保険料（税）の賦課限度額が、医療給付費分は47万円、後期高齢者支援金分は12万円、介護納付金分は10万円であることに留意されたいこと。
- ③ 調整対象収入額の算定に当たっての基準総所得金額の算出における租税特別措置法に規定する特別控除額以下の譲渡所得金額の控除については、保険料（税）の算定の際に行われるものであるので、改めて控除する必要がないこと。

（イ）特別調整交付金

事業の実施状況等を勘案して、過去の交付実績（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第10号の特別事情による財政負担増等の理由による交付を除く。）に基づく額を計上されたいこと。

また、国民健康保険直営診療施設の施設・設備整備を計画している市町村にあつては、従来の補助対象相当額を見込んだ額を計上されたい。

なお、平成22年度においては、平成21年度に引き続き、特に国民健康保険事業運営の経営努力が認められる市町村に対して優先して交付する予定であること。

(3) 療養給付費等交付金

療養給付費等交付金の額については、退職被保険者等に係る医療給付費の見込額と退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額、前期高齢者の財政調整制度における調整対象基準額並びに老人保健医療費拠出金（精算額）相当額との合算額から、その保険料（税）の見込額から介護納付金の納付に要する費用に相当する保険料（税）の見込額を除いた額を控除した額を計上されたいこと。

(別紙のIの4を参照)

(4) 前期高齢者交付金

前期高齢者交付金の積算に当たっては、別紙に示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。

(別紙のVIを参照)

(5) 都道府県支出金

ア 高額医療費共同事業負担金

高額医療費共同事業負担金については、平成22年度に見込まれる標準高額医療費共同事業拠出金を踏まえ、適正な額を計上されたいこと。

イ 特定健康診査等負担金

特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

また、国民健康保険直営診療施設の施設・設備整備を計画している市町村にあつては、従来の補助対象相当額を見込んだ額を計上されたい。

なお、平成21年度においては、平成20年度に引き続き、特に国民健康保険事業運営の経営努力が認められる市町村に対して優先して交付する予定であること。

(3) 療養給付費等交付金

療養給付費等交付金の額については、退職被保険者等に係る医療給付費の見込額と退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額、前期高齢者の財政調整制度における調整対象基準額並びに老人保健医療費拠出金（精算額）相当額との合算額から、その保険料（税）の見込額から介護納付金の納付に要する費用に相当する保険料（税）の見込額を除いた額を控除した額を計上されたいこと。

(別紙のIの4を参照)

(4) 前期高齢者交付金

前期高齢者交付金の積算に当たっては、別紙に示した諸係数を参考に適正な額を計上されたいこと。

(別紙のVIを参照)

(5) 都道府県支出金

ア 高額医療費共同事業負担金

高額医療費共同事業負担金については、平成21年度に見込まれる標準高額医療費共同事業拠出金を踏まえ、適正な額を計上されたいこと。

イ 特定健康診査等負担金

特定健康診査等負担金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

ウ 都道府県財政調整交付金

都道府県財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定のための繰入金の1/2に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（精算額（退職被保険者等に係る精算額を除く。））及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の7/100となることに留意されたいこと。

(6) 保険財政共同安定化事業等に係る交付金

保険財政共同安定化事業等に係る交付金については、平成22年度においても、例年どおり、交付金の対象となる療養の給付等の過去の実績等を踏まえ、適正な額を計上されたいこと。

(7) 一般会計からの繰入金

ア 保険基盤安定繰入金として、以下に掲げる額を計上されたいこと。なお、平成22年4月から非自発的失業者に対する軽減措置が創設されるので、その見込みを考慮すること。

(ア) 保険料（税）軽減分として、低所得者に係る平成21年度の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険料（税）軽減相当額を基準として算定した額。

(イ) 保険者支援分として、平成21年度の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険料（税）軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険料（税）の一定割合相当額を基準として算定した額。

ウ 都道府県財政調整交付金

都道府県財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定のための繰入金の1/2に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（精算額（退職被保険者等に係る精算額を除く。））及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の7/100となることに留意されたいこと。

(6) 保険財政共同安定化事業等に係る交付金

保険財政共同安定化事業等に係る交付金については、交付金の対象となる療養の給付等の過去の実績等を踏まえ、適正な額を計上されたいこと。

(7) 一般会計からの繰入金

ア 保険基盤安定繰入金として、以下に掲げる額を計上されたいこと。

(ア) 保険料（税）軽減分として、低所得者に係る平成20年度の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険料（税）軽減相当額を基準として算定した額。

(イ) 保険者支援分として、平成20年度の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険料（税）軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険料（税）の一定割合相当額を基準として算定した額。

イ 平成20年度実施の安定化計画に係る基準超過費用負担額を負担すると見込まれる市町村においては、平成22年度の予算編成において留意されたいこと。

ウ 事務費について国民健康保険特別会計で経理する場合は、当該経費相当分を一般会計からの繰入金として計上されたいこと。

エ 出産育児一時金に係る一般会計の繰入金については、出産育児一時金の額の3分の2に出産見込み件数を乗じて算出した額を計上されたいこと。

なお、産科医療補償制度の創設に伴う、出産育児一時金の支給額の増額分（3万円）を勘案し計上されたいこと。

また、平成21年10月以降2年間（平成21年10月から23年2月出生分まで）の暫定措置として出産育児一時金を一律4万円引き上げることとしており、その引き上げ分について、2分の1は国庫補助として財政支援し、残り2分の1については地方財政措置をする予定であること。

オ 国民健康保険財政安定化支援事業に係る地方財政措置については、現行の規模で平成22年度も継続するので、当該措置の趣旨を踏まえた所要額を一般会計からの繰入金として計上されたいこと（市町村に対する地方財政措置 1,000億円）。

(8) 基金繰入金

基金の取り崩しについては、高額な医療費の発生等偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応する場合のほかは、「平成12年度国民健康保険の保険者の予算編成について」（平成12年2月18日保険発第17号国民健康保険課長通知）に基づき行われたいこと。

3 赤字保険者に関する事項

イ 平成19年度実施の安定化計画に係る基準超過費用負担額を負担すると見込まれる市町村においては、平成21年度の予算編成において留意されたいこと。

ウ 事務費について国民健康保険特別会計で経理する場合は、当該経費相当分を一般会計からの繰入金として計上されたいこと。

エ 出産育児一時金に係る一般会計の繰入金については、出産育児一時金の額の3分の2に出産見込み件数を乗じて算出した額を計上されたいこと。

なお、産科医療補償制度の創設に伴う、出産育児一時金の支給額の増額分（3万円）を勘案し計上されたいこと。

また、平成21年10月以降2年間（平成21年度は21年10月から22年2月出生分まで）の暫定措置として出産育児一時金を一律4万円引き上げることとしており、その引き上げ分について、2分の1は国庫補助として財政支援し、残り2分の1については地方財政措置を含め調整中であり、詳細が決まり次第お知らせする予定であること。

オ 国民健康保険財政安定化支援事業に係る地方財政措置については、現行の規模で平成21年度も継続するので、当該措置の趣旨を踏まえた所要額を一般会計からの繰入金として計上されたいこと（市町村に対する地方財政措置 1,000億円）。

(8) 基金繰入金

基金の取り崩しについては、高額な医療費の発生等偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応する場合のほかは、「平成12年度国民健康保険の保険者の予算編成について」（平成12年2月18日保険発第17号国民健康保険課長通知）に基づき行われたいこと。

3 赤字保険者に関する事項

(1) 平成21年度において新たに赤字を生じることが見込まれる保険者は、原則として、平成22年度において赤字を解消することとし、その解消財源を明確にした計画を策定のうえ必要な額を確実に計上されたいこと。

なお、平成21年度に赤字が見込まれる保険者のうち、やむを得ない事情により平成22年度単年度で赤字の解消を図ることが困難な保険者は、「国保保険者の赤字解消基本計画書及び赤字解消計画実施状況報告書について」（昭和46年11月25日保発第40号保険局長通知）に示した赤字解消基本計画を策定のうえ、平成22年度解消分として必要な額を確実に計上されたいこと。

(2) 現に赤字解消計画を策定している保険者は、同計画に基づく平成21年度の解消計画の実施状況を再検討し、予定どおり赤字が解消されていない場合にあつては、その原因を究明するとともに計画全体の見直しを行い、そのうえで具体的かつ実行可能な計画を策定のうえ、必要な額を確実に計上されたいこと。

(1) 平成20年度において新たに赤字を生じることが見込まれる保険者は、原則として、平成21年度において赤字を解消することとし、その解消財源を明確にした計画を策定のうえ必要な額を確実に計上されたいこと。

なお、平成20年度に赤字が見込まれる保険者のうち、やむを得ない事情により平成21年度単年度で赤字の解消を図ることが困難な保険者は、「国保保険者の赤字解消基本計画書及び赤字解消計画実施状況報告書について」（昭和46年11月25日保発第40号保険局長通知）に示した赤字解消基本計画を策定のうえ、平成21年度解消分として必要な額を確実に計上されたいこと。

(2) 現に赤字解消計画を策定している保険者は、同計画に基づく平成20年度の解消計画の実施状況を再検討し、予定どおり赤字が解消されていない場合にあつては、その原因を究明するとともに計画全体の見直しを行い、そのうえで具体的かつ実行可能な計画を策定のうえ、必要な額を確実に計上されたいこと。

第3 市町村における国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の予算編成の留意事項

1 直営診療施設勘定の予算編成に当たっては、施設管理者と施設の運営方針、設備の整備その他必要な事項について十分協議されたいこと。

なお、総合相談窓口を開設するに当たっては、そのために必要な経費を計上されたいこと。

2 歳入額は、次の事項に留意し、確実に収入として見込まれる額を計上されたいこと。

(1) 診療収入は、過去の実績に基づき適正な額を計上されたいこと。

(2) へき地診療所の赤字額に対する運営費補助（特別調整交付金）については、国が交付した前年の実績等を勘案して事業勘定からの受入れ予定額を計上されたいこと。

(3) 特別調整交付金の補助対象となる施設・設備整備を計画しているところにあつては、事業勘定からの受入れ予定額を計上されたいこと。

3 公立病院に対する地方財政措置については、昨年12月に決定された「公立病院に関する財政措置の改正要綱」に基づき、今年度において、過疎地や産科、小児科、救急医療などの不採算部門における医療の提供、公立病院における医師確保対策の推進等に関する財政措置が拡充されたところであり、当該措置の趣旨を踏まえ、適切な額を一般会計から繰入金として計上されたいこと。

第3 市町村における国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の予算編成の留意事項

1 直営診療施設勘定の予算編成に当たっては、施設管理者と施設の運営方針、設備の整備その他必要な事項について十分協議されたいこと。

なお、総合相談窓口を開設するに当たっては、そのために必要な経費を計上されたいこと。

2 歳入額は、次の事項に留意し、確実に収入として見込まれる額を計上されたいこと。

(1) 診療収入は、過去の実績に基づき適正な額を計上されたいこと。

(2) へき地診療所の赤字額に対する運営費補助（特別調整交付金）については、国が交付した前年の実績等を勘案して事業勘定からの受入れ予定額を計上されたいこと。

(3) 特別調整交付金の補助対象となる施設・設備整備を計画しているところにあつては、事業勘定からの受入れ予定額を計上されたいこと。

3 公立病院に対する地方財政措置については、「公立病院に関する財政措置のあり方等検討会報告」において、過疎地及び産科・小児科・救急医療等に関する財政措置の充実等が報告されたところであり、その考え方も参考にしつつ、必要に応じて適切な額の一般会計繰入を計上されたいこと。

第4 国民健康保険組合における予算編成の留意事項

1 歳出に関する事項

(1) 保険給付費等、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、前期高齢者納付金等並びに介護納付金

市町村の例に準じて計上されたいこと。

(2) 高額医療費拠出金

国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が、社団法人全国国民健康保険組合協会に納付する拠出金は、高額医療費拠出金と事務費拠出金とし、次のア及びイを勘案し必要な経費を計上されたいこと。

ア 高額医療費拠出金

平成22年度高額医療費拠出金については、平成21年11月診療分までの3か年度の実績等により算出することを踏まえ、各国保組合における伸率及び高額医療費実績等により適切に見込まれたいこと。

なお、高額医療費拠出金の算出に当たっての補正率は、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第11号。以下「算定省令」という。）第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合とする。

イ 事務費拠出金

各国保組合の事務費拠出金は、国保組合高額医療費共同事業に関する事務に要する費用を、各国保組合の平成20年度末における被保険者数（老人保健対象者を除く。）により按分して負担することを踏まえ、各国保組合における平成21年度事務費拠出金の実績等により適切に見込まれたいこと。

第4 国民健康保険組合における予算編成の留意事項

1 歳出に関する事項

(1) 保険給付費等、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、前期高齢者納付金等並びに介護納付金

市町村の例に準じて計上されたいこと。

(2) 高額医療費拠出金

国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）が、社団法人全国国民健康保険組合協会に納付する拠出金は、高額医療費拠出金と事務費拠出金とし、次のア及びイを勘案し必要な経費を計上されたいこと。

ア 高額医療費拠出金

平成21年度高額医療費拠出金については、平成20年11月診療分までの3か年度の実績等により算出することを踏まえ、各国保組合における伸率及び高額医療費実績等により適切に見込まれたいこと。

なお、高額医療費拠出金の算出に当たっての補正率は、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和47年厚生省令第11号。以下「算定省令」という。）第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合とする。

イ 事務費拠出金

各国保組合の事務費拠出金は、国保組合高額医療費共同事業に関する事務に要する費用を、各国保組合の平成19年度末における被保険者数（老人保健対象者を除く。）により按分して負担することを踏まえ、各国保組合における平成20年度事務費拠出金の実績等により適切に見込まれたいこと。

(3) 保健事業費

ア 保健事業については、被保険者の健康の保持増進を図るための重要な事業であるので、国保組合の特性に留意しつつ効果的に実施されたいこと。

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、生活習慣病予防についての保険者の役割が明確化され、平成20年4月より、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化されたところであり、特定健康診査、特定保健指導の実施に要する経費を計上されたいこと。

また、国民健康保険法第82条に規定されている特定健康診査及び特定保健指導以外の保健事業についても、地域の医療保険保険者と連携する等総合的かつ効果的な事業の推進に必要な経費を計上されたいこと。

イ 医療費通知については、被保険者が健康に対する認識を深めるために重要であるので、「国民健康保険における医療費の通知について」（昭和55年7月4日保険発第51号国民健康保険課長通知）に基づいて実施するとともに、医療費に係る減額査定が行われた場合は、「国民健康保険における医療費通知の適切な実施について」（昭和60年4月30日保険発第42号国民健康保険課長通知）に基づいて、医療費通知にその額を付記する等により通知を実施することとし、そのために必要な経費をア以外に別途計上されたいこと。

なお、医療費通知を実施していない国保組合に対しては、その趣旨を十分理解させ、そのために必要な経費を計上すること。

(削除)

(4) 積立金

ア 特別積立金

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」と

(3) 保健事業費

ア 保健事業については、被保険者の健康の保持増進を図るための重要な事業であるので、国保組合の特性に留意しつつ効果的に実施されたいこと。

「高齢者の医療の確保に関する法律」において、生活習慣病予防についての保険者の役割が明確化され、平成20年4月より、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務化されたところであり、特定健康診査、特定保健指導の実施に要する経費を計上されたいこと。

また、国民健康保険法第82条に規定されている特定健康診査及び特定保健指導以外の保健事業についても、地域の医療保険保険者と連携する等総合的かつ効果的な事業の推進に必要な経費を計上されたいこと。

イ 医療費通知については、被保険者が健康に対する認識を深めるために重要であるので、「国民健康保険における医療費の通知について」（昭和55年7月4日保険発第51号国民健康保険課長通知）に基づいて実施するとともに、医療費に係る減額査定が行われた場合は、「国民健康保険における医療費通知の適切な実施について」（昭和60年4月30日保険発第42号国民健康保険課長通知）に基づいて、医療費通知にその額を付記する等により通知を実施することとし、そのために必要な経費をア以外に別途計上されたいこと。

なお、医療費通知を実施していない国保組合に対しては、その趣旨を十分理解させ、そのために必要な経費を計上すること。

ウ 後発医薬品の普及促進については、平成21年度政府予算案において保険者全体の取組みとして、「後発医薬品希望カード」の配布等を行うこととされたことを踏まえ、必要な経費を計上されたいこと。

(4) 積立金

ア 特別積立金

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」と

いう。)第19条に定める特別積立金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、計画的に不足額を積み立てるものとし、所要額を予算に計上されたいこと。

イ 給付費等支払準備金

平成21年度決算において剰余が生じると見込まれる国保組合のうち、施行令第20条に定める給付費等支払準備金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、不足額を剰余金から積み立てられたいこと。

ウ 特別積立金及び給付費等支払準備金の規定額の算定において控除する額は、定率補助分に普通調整補助分を加えた額とすること。

2 歳入に関する事項

(1) 保険料

ア 医療費その他の支出を適正に見込み、必要経費に応じた保険料を確保し計上されたいこと。

イ 平成21年度の財政収支に赤字が見込まれる国保組合にあっては、赤字解消計画に基づき赤字解消予定額をアの額に上積みする等により、所要財源を確保し計上されたいこと。

(2) 国庫支出金

ア 療養給付費等補助金

次の(ア)から(エ)により算定した額を計上されたいこと。

(別紙のⅦの2を参照)

(ア) 第4の1の(1)により算定した保険給付費等の額、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額並びに前期高齢者納付金等の額との合計

いう。)第19条に定める特別積立金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、計画的に不足額を積み立てるものとし、所要額を予算に計上されたいこと。

イ 給付費等支払準備金

平成20年度決算において剰余が生じると見込まれる国保組合のうち、施行令第20条に定める給付費等支払準備金の額が規定額に達していない国保組合にあっては、不足額を剰余金から積み立てられたいこと。

ウ 特別積立金及び給付費等支払準備金の規定額の算定において控除する額は、定率補助分に普通調整補助分を加えた額とすること。

2 歳入に関する事項

(1) 保険料

ア 医療費その他の支出を適正に見込み、必要経費に応じた保険料を確保し計上されたいこと。

イ 平成20年度の財政収支に赤字が見込まれる国保組合にあっては、赤字解消計画に基づき赤字解消予定額をアの額に上積みする等により、所要財源を確保し計上されたいこと。

(2) 国庫支出金

ア 療養給付費等補助金

次の(ア)から(エ)により算定した額を計上されたいこと。

(別紙のⅦの2を参照)

(ア) 第4の1の(1)により算定した療養給付費等(老人保健医療費拠出金を除く。)の額、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額並びに前期

額（前期高齢者交付金がある場合はその額を控除する。）（健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第3条第1項第7号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって300人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る費用の額を除く。）に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じて得た額の100分の32（平成9年9月1日以降に健保法第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る補助率については、100分の13.0。）を乗じて得た額に相当する額。

(イ) 第4の1の(1)により算定した後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額、前期高齢者納付金等の額、老人保健医療費拠出金（精算額）並びに介護納付金の額（健保法第3条第1項第7号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者に係る後期高齢者支援金等の額並びに同国保組合の被保険者であって300人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る前期高齢者納付金等の額、病床転換支援金等の額、老人保健医療費拠出金（精算額）及び介護納付金の額に相当する額を除く）の100分の32（平成9年9月1日以降に健保法第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額、前期高齢者納付金等の額、老人保健医療費拠出金（精算額）並びに介護納付金に対する補助率については、100分の16.4。ただし、平成22年7月以降の後期高齢者支援金等（8ヵ月分）の3分の1に相当する額に対する補助率については、追って通知するところにより、16.4以下の範囲で国保組合ごとに異なるものとする。）を乗じ

高齢者納付金の額との合計額（前期高齢者交付金がある場合はその額を控除する。）（健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）第3条第1項第7号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって300人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る費用の額を除く。）に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じて得た額の100分の32（平成9年9月1日以降に健保法第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る補助率については、100分の13.0。）を乗じて得た額に相当する額。

(イ) 第4の1の(1)により算定した老人保健医療費拠出金（精算額）及び介護納付金の額（健保法第3条第1項第7号の規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者のうち、厚生労働大臣の定める国保組合の被保険者であって300人以上の事業所に使用される被保険者及びその世帯に属する当該組合の被保険者の医療に要する費用の額に係る老人保健医療費拠出金（精算額）及び介護納付金の額に相当する額を除く）の100分の32（平成9年9月1日以降に健保法第3条第1項第7号又は同条第2項ただし書きの規定による承認を受けて当該国保組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者に係る老人保健医療費拠出金（精算額）及び介護納付金に対する補助率については、100分の16.4。）を乗じて得た額に相当する額。

て得た額に相当する額。

(ウ) 組合普通調整補助金

第4の1の(1)により算定した療養の給付費と療養費等の支給についての療養につき算定した費用の額との合計額に保険給付割合(高額療養費給付率を含む。)を乗じて得た額及び第4の1の(1)により算定した後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額、前期高齢者納付金の額、老人保健医療費拠出金(精算額)並びに介護納付金の額との合算額(前期高齢者交付金がある場合はその額を控除する。)に、国保組合ごとに算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合を乗じて得た額。

(エ) 組合特別調整補助金

平成21年度予算に計上した組合特別調整補助金を踏まえた適正な額。

イ 事務費負担金

平成22年1月から12月までの平均被保険者数の見込数を基礎として、算定省令によって算出した額と、平成22年1月から12月までの平均介護保険第2号被保険者数の見込数を基礎として、算定省令によって算出した額との合算額を計上されたいこと。

ウ 出産育児一時金補助金

出産育児一時金の額に応じ、次表の補助額に出産見込み件数を乗じて算出した額を計上されたいこと。

なお、産科医療補償制度の創設に伴う、出産育児一時金の支給額の増額分(3万円)を勘案し計上されたいこと。

また、平成21年10月以降2年間(平成21年10月から23年2月出生分まで)の暫定措置として出産育児一時金を一律4万円引き上げることとしており、その引き上げ分について、原則2分の1(全国土木は4分

(ウ) 組合普通調整補助金

第4の1の(1)により算定した療養の給付費と療養費等の支給についての療養につき算定した費用の額との合計額に保険給付割合(高額療養費給付率を含む。)を乗じて得た額及び第4の1の(1)により算定した後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額、前期高齢者納付金の額、老人保健医療費拠出金(精算額)及び介護納付金の額との合算額(前期高齢者交付金がある場合はその額を控除する。)に、各**国保**組合ごとに算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合を乗じて得た額。

(エ) 組合特別調整補助金

平成20年度予算に計上した組合特別調整補助金を踏まえた適正な額。
。

イ 事務費負担金

平成21年1月から12月までの平均被保険者数の見込数を基礎として、算定省令によって算出した額と、平成21年1月から12月までの平均介護保険第2号被保険者数の見込数を基礎として、算定省令によって算出した額との合算額を計上されたいこと。

ウ 出産育児一時金補助金

出産育児一時金の額に応じ、次表の補助額に出産見込み件数(平成21年度においては、21年4月から22年2月出生分までの11ヵ月)を乗じて算出した額を計上されたいこと。

なお、産科医療補償制度の創設に伴う、出産育児一時金の支給額の増額分(3万円)を勘案し計上されたいこと。

また、平成21年10月以降2年間(平成21年度は21年10月から

の1)を補助することとし、財政力の低い組合についてはさらなる補助を検討しているところであり、詳細が決まり次第お知らせする予定であること。

出産育児一時金	補助額	出産育児一時金	補助額	出産育児一時金	補助額
30万円	75,000円	33万円	82,500円	36万円	90,000円
31万円	77,500円	34万円	85,000円	37万円	92,500円
32万円	80,000円	35万円	87,500円	38万円	95,000円

エ 高額医療費拠出金に対する国庫補助

高額医療費拠出金の拠出に必要な費用に係る補助金については、次の①及び②により算定した額の合計額の範囲内の額を計上されたいこと。

① 平成22年度高額医療費拠出金見込額 × 0.07

② 平成22年度高額医療費拠出金見込額 × (補正率) × 1.22

補正率は、算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合とする。

(3) 高額医療費共同事業交付金

平成22年度高額医療費共同事業交付金については、平成21年12月診療分から平成22年11月診療分までの実績等により交付されることを踏まえ、平成22年度高額医療費拠出金の見込額の範囲内で、各国保組合において適切に見込まれたいこと。

(4) 特定健康診査等補助金

特定健康診査等補助金については、特定健康診査及び特定保健指導の実

22年2月出生分までの)の暫定措置として出産育児一時金を一律4万円引き上げることとしており、その引き上げ分について、原則2分の1(全国土木は4分の1)を補助することとし、財政力の低い組合についてはさらなる補助を検討しているところであり、詳細が決まり次第お知らせする予定であること。

出産育児一時金	補助額	出産育児一時金	補助額	出産育児一時金	補助額
30万円	75,000円	33万円	82,500円	36万円	90,000円
31万円	77,500円	34万円	85,000円	37万円	92,500円
32万円	80,000円	35万円	87,500円	38万円	95,000円

エ 高額医療費拠出金に対する国庫補助

高額医療費拠出金の拠出に必要な費用に係る補助金については、次の①及び②により算定した額の合計額の範囲内の額を計上されたいこと。

① 平成21年度高額医療費拠出金見込額 × 0.07

② 平成21年度高額医療費拠出金見込額 × (補正率) × 1.16

補正率は、算定省令第13条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合とする。

(3) 高額医療費共同事業交付金

平成21年度高額医療費共同事業交付金については、平成20年12月診療分から平成21年11月診療分までの実績等により交付されることを踏まえ、平成21年度高額医療費拠出金の見込額の範囲内で、各国保組合において適切に見込まれたいこと。

(4) 特定健康診査等補助金

施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

(5) 積立金からの繰入金

特別積立金または給付費等支払準備金が前記第4の1(4)により算定した規定額を超えている場合には、国保組合の財政の安定を図る観点から、規定額を超えた分について、必要な額の繰入れを行って差し支えないこと。

3 区分経理

保養所等を設置し、法人税法上の収益事業に該当する事業を行っている場合は、収益事業と収益事業以外の事業とに区分して、それぞれ別立ての予算編成を行われたいこと。

特定健康診査等補助金については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を計上されたいこと。

(5) 積立金からの繰入金

特別積立金または給付費等支払準備金が前記第4の1(4)により算定した規定額を超えている場合には、国保組合の財政の安定を図る観点から、規定額を超えた分について、必要な額の繰入れを行って差し支えないこと。

3 区分経理

保養所等を設置し、法人税法上の収益事業に該当する事業を行っている場合は、収益事業と収益事業以外の事業とに区分して、それぞれ別立ての予算編成を行われたいこと。

第5 都道府県における予算編成の留意事項

- 1 都道府県財政調整交付金の算定基礎となる保険給付費等、後期高齢者支援金及び病床転換支援金、前期高齢者納付金並びに介護納付金については、市町村の例に準じて計上されたいこと。
- 2 都道府県財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定繰入金の1/2に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（精算額（退職被保険者等に係る精算額を除く。））及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の7/100となることに留意されたいこと。
- 3 保険財政共同安定化事業の実施に伴い、拠出金の持ち出し率が一定以上の保険者については、総務・財務・厚生労働3大臣合意において、都道府県調整交付金による支援を都道府県に要請することとされていることに配慮願いたい。

(別紙)

第5 都道府県における予算編成の留意事項

- 1 都道府県財政調整交付金の算定基礎となる保険給付費等、後期高齢者支援金及び病床転換支援金、前期高齢者納付金並びに介護納付金については、市町村の例に準じて計上されたいこと。
- 2 都道府県財政調整交付金の総額は、一般被保険者に係る医療給付費の額から保険基盤安定繰入金の1/2に相当する額及び前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額並びに後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金相当額及び病床転換支援金相当額を除く。）、前期高齢者納付金の額（退職被保険者等に係る前期高齢者納付金相当額を除く。）、老人保健医療費拠出金（精算額（退職被保険者等に係る精算額を除く。））及び介護納付金の額の合算額（前期高齢者交付金及び退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額がある場合はその額を控除した額。）の見込額の7/100となることに留意されたいこと。
- 3 保険財政共同安定化事業の実施に伴い、拠出金の持ち出し率が一定以上の保険者については、総務・財務・厚生労働3大臣合意において、都道府県調整交付金による支援を都道府県に要請することとされていることに配慮願いたい。

(別紙)

平成22年度医療費等の推計方法

医療費等の推計に当たっては、必要に応じ、乳幼児や前期高齢者等を区分して算定するなど、より正確に推計するよう努められたい。

I 老人保健医療給付対象者以外の者に係る医療費等の算出方法

1 年間平均被保険者数

第1表により、最近の動向を十分に勘案して、平成22年度を推計すること。

2 診療費（薬剤支給を除く。）

第1表により、入院、入院外、歯科、入院時食事療養費ごとに算出すること。

3 補助対象医療費、保険者負担額及び療養給付費負担（補助）金第3表により算出すること。

(1) 診療費総額〈第1表㊸欄、第2表㊸欄〉

第1表及び第2表により算出された合計額であること。

(2) 薬剤支給額〈第3表㊸欄〉

過去2ヵ年程度の実績に基づき、診療費総額に対する薬剤支給額（調剤報酬請求書により支給決定したものの費用額）の割合を算出（小数点以下第5位を四捨五入すること。）し、これを(1)の額に乗じて算出すること。

なお、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(3) 療養の給付費総額〈第3表㊸欄〉

(1)と(2)の額との合計額であること。

平成21年度医療費等の推計方法

医療費等の推計に当たっては、必要に応じ、乳幼児や前期高齢者等を区分して算定するなど、より正確に推計するよう努められたい。

I 老人保健医療給付対象者以外の者に係る医療費等の算出方法

1 年間平均被保険者数

第1表により、最近の動向を十分に勘案して、平成21年度を推計すること。

2 診療費（薬剤支給を除く。）

第1表により、入院、入院外、歯科、入院時食事療養費ごとに算出すること。

3 補助対象医療費、保険者負担額及び療養給付費負担（補助）金第3表により算出すること。

(1) 診療費総額〈第1表㊸欄〉

第1表及び第2表により算出された合計額であること。

(2) 薬剤支給額〈第3表㊸欄〉

過去2ヵ年程度の実績に基づき、診療費総額に対する薬剤支給額（調剤報酬請求書により支給決定したものの費用額）の割合を算出（小数点以下第5位を四捨五入すること。）し、これを(1)の額に乗じて算出すること。

なお、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(3) 療養の給付費総額〈第3表㊸欄〉

(1)と(2)の額との合計額であること。

(4) 公費負担額〈第3表④欄〉

(2)と同様の方法により療養の給付費総額に対する公費負担額の割合を算出し、これを(3)の額に乗じて算出すること。

なお、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(5) 療養の給付費〈第3表⑤欄〉

(3)の額から(4)の額を控除した額であること。

(6) 地方単独事業による波及増分調整後医療費〈第3表⑥欄〉

(5)の額から地方単独事業の実施対象被保険者に係る医療費を推計区分し、算定省令別表第2に定める調整率を乗じて得た額と地方単独事業の対象者以外の者に係る医療費との合算額であること。

(7) 療養費〈第3表⑦欄〉

(2)と同様の方法により補助対象となる療養の給付費に対する療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の割合を算出し、これを(5)の額に乗じて算出すること。

また、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(8) 補助対象保険者負担額〈第3表⑧欄〉

(6)の額と(7)の額との合算額に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じた額であること。

(9) 保険者負担額〈第3表⑨欄〉

(5)の額と(7)の額との合算額に実績給付率を乗じた額であること。

4 療養給付費等交付金

第4表、第5表、第6表及び第7表により算出すること。

(4) 公費負担額〈第3表④欄〉

(2)と同様の方法により療養の給付費総額に対する公費負担額の割合を算出し、これを(3)の額に乗じて算出すること。

(5) 療養の給付費〈第3表⑤欄〉

(3)の額から(4)の額を控除した額であること。

(6) 地方単独事業による波及増分調整後医療費〈第3表⑥欄〉

(5)の額から地方単独事業の実施対象被保険者に係る医療費を推計区分し、算定省令別表第2に定める調整率を乗じて得た額と地方単独事業の対象者以外の者に係る医療費との合算額であること。

(7) 療養費〈第3表⑦欄〉

(2)と同様の方法により補助対象となる療養の給付費に対する療養費の支給についての療養につき算定した費用の額の割合を算出し、これを(5)の額に乗じて算出すること。

また、割合の算出基礎を欄外に記入すること。

(8) 補助対象保険者負担額〈第3表⑧欄〉

(6)の額と(7)の額との合算額に保険給付割合（高額療養費給付率を含む。）を乗じた額であること。

(9) 保険者負担額〈第3表⑨欄〉

(5)の額と(7)の額との合算額に実績給付率を乗じた額であること。

4 療養給付費等交付金

第4表、第5表、第6表及び第7表により算出すること。

(1) 退職被保険者等医療給付費 〈第6表⑦欄〉

(2) 退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額、後期高齢者支援金相当額、病床転換支援金相当額及び調整対象基準額

〈第6表⑧, ⑨欄〉

(3) 退職被保険者等保険料（税）額 〈第6表⑩欄〉

「国民健康保険料（税）の振分けについて」（昭和59年11月10日保険発第98号国民健康保険課長通知）に基づき算出された平成21年度における退職被保険者等一人当たり保険料（税）賦課額に予定収納率（過去の実績に収納率向上対策の効果を勘案して実行可能な数値）を乗じて一人当たり収納見込額を算出し、その額に退職被保険者等に係る保険料（税）の伸び率（平成22年度見込み）を乗じ、さらにこれに退職被保険者等数（平成22年度見込み）を乗じて得た額から当該保険料（税）のうち納付すべき額として賦課された介護納付金賦課（課税）額（減額することになる額を含む。）を控除した額を計上すること。

II 高額療養費及び高額介護合算療養費の算出方法

高額療養費及び高額介護合算療養費の所要額は、保険者によってその支給状況が種々であるので、各保険者において実績等を勘案して適正な推計を行うこと。

III 老人保健医療費拠出金の納付に要する額の算出方法

老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、第7表により算出された額であること。

(1) 退職被保険者等医療給付費 〈第6表⑦欄〉

(2) 退職被保険者等に係る老人保健医療費拠出金相当額、後期高齢者支援金相当額、病床転換支援金相当額及び調整対象基準額

〈第6表⑧, ⑨欄〉

(3) 退職被保険者等保険料（税）額 〈第6表⑩欄〉

「国民健康保険料（税）の振分けについて」（昭和59年11月10日保険発第98号国民健康保険課長通知）に基づき算出された平成20年度における退職被保険者等一人当たり保険料（税）賦課額に予定収納率（過去の実績に収納率向上対策の効果を勘案して実行可能な数値）を乗じて一人当たり収納見込額を算出し、その額に退職被保険者等に係る保険料（税）の伸び率（平成21年度見込み）を乗じ、さらにこれに退職被保険者等数（平成21年度見込み）を乗じて得た額から当該保険料（税）のうち納付すべき額として賦課された介護納付金賦課（課税）額（減額することになる額を含む。）を控除した額を計上すること。

II 高額療養費及び高額介護合算療養費の算出方法

高額療養費及び高額介護合算療養費の所要額は、保険者によってその支給状況が種々であるので、各保険者において実績等を勘案して適正な推計を行うこと。

III 老人保健医療費拠出金の納付に要する額の算出方法

老人保健医療費拠出金の納付に要する額（事務費拠出金を含む。）については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、第7表により算出された額であること。

<p>IV 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の算出方法</p> <p>後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、第8-A表（後期高齢者支援金等）及び第8-B表（病床転換支援金等）により算出された額の合計であること。</p> <p>V 前期高齢者納付金等の算出方法</p> <p>前期高齢者納付金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、第9表により算出された額であること。</p> <p>VI 前期高齢者交付金の算定方法</p> <p>前期高齢者交付金の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、第10表により算出された額であること。</p> <p>VII 療養給付費負担（補助）金等</p> <p>1 市町村</p> <p>次に掲げる額の合算額とすること。</p> <p>(1) 療養給付費負担金</p> <p>（第3表⑧ - 保険基盤安定繰入金×1/2 - 前期高齢者交付金） ×34/100 - <u>平成20年度基準超過費用額</u>×34/100 （ただし、退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額は除く。）</p> <p>(2) 前期高齢者納付金に係る国庫負担金</p> <p><u>平成22年度概算前期高齢者納付金</u>×34/100 （ただし、退職被保険者等に係る前期高齢者納付金は除く。）</p>	<p>IV 後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の算出方法</p> <p>後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、第8-A表（後期高齢者支援金等）及び第8-B表（病床転換支援金等）により算出された額の合計であること。</p> <p>V 前期高齢者納付金等の算出方法】</p> <p>前期高齢者納付金等の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、第9表により算出された額であること。</p> <p>VI 前期高齢者交付金の算定方法</p> <p>前期高齢者交付金の額については、社会保険診療報酬支払基金から通知されることとなっているが、関係係数については、不確定要素があるので、とりあえず、第10表により算出された額であること。</p> <p>VII 療養給付費負担（補助）金等</p> <p>1 市町村</p> <p>次に掲げる額の合算額とすること。</p> <p>(1) 療養給付費負担金</p> <p>（第3表⑧ - 保険基盤安定繰入金×1/2 - 前期高齢者交付金） ×34/100 - <u>平成19年度基準超過費用額</u>×34/100 （ただし、退職被保険者等に係る前期高齢者交付金相当額は除く。）</p> <p>(2) 前期高齢者納付金に係る国庫負担金</p> <p><u>平成21年度概算前期高齢者納付金</u>×34/100 （ただし、退職被保険者等に係る前期高齢者納付金は除く。）</p>
---	--

(3) 老人保健医療費拠出金に係る国庫負担金
 $\frac{\text{平成20年度精算分（調整金額を含む。）}}{34} \times 100$
 （ただし、退職被保険者等に係る精算額は除く。）

(4) 後期高齢者支援金に係る国庫負担金
 $\frac{(\text{平成22年度概算後期高齢者支援金} + \text{平成20年度精算分} + \text{平成22年度病床転換支援金})}{34} \times 100$
 （ただし、退職被保険者等に係る後期高齢者支援金及び病床転換支援金は除く。）

(5) 介護納付金に係る国庫負担金
 $\left\{ \frac{(\text{平成22年度概算介護納付金} + \text{平成20年度精算分（調整金額を含む。）})}{34} \times 100 \right\}$

2 国保組合 （※ 国保組合の推計方法については追って示す。）

（削除）

(3) 老人保健医療費拠出金に係る国庫負担金
 $\frac{\text{平成19年度精算分（調整金額を含む。）}}{34} \times 100$
 （ただし、退職被保険者等に係る精算額は除く。）

(4) 後期高齢者支援金に係る国庫負担金
 $\frac{(\text{平成21年度概算後期高齢者支援金} + \text{平成21年度病床転換支援金})}{34} \times 100$
 （ただし、退職被保険者等に係る後期高齢者支援金及び病床転換支援金は除く。）

(5) 介護納付金に係る国庫負担金
 $\frac{\text{平成21年度概算介護納付金} \times 34/100 + \text{平成19年度精算分（調整金額を含む。）}}{34} \times 100$

2 国保組合

次に掲げる額の合算額とすること。

(1) 療養給付費補助金
 $\{ (A - a1) \times 13.0/100 \} + \{ (B - C) \times 32/100 \}$
 $+ \{ (\text{第3表⑧} - \text{前期高齢者交付金}) \times (a^{*1})/100 \}$

A = 第3表⑧
 $\times \frac{\text{21年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{21年度平均被保険者数（見込み）}}$

B = 第3表⑧ - A

$$C = \text{前期高齢者交付金} - \text{前期高齢者交付金}$$

$$\times \frac{\text{21年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{21年度平均被保険者数（見込み）}}$$

$$a1 = \text{前期高齢者交付金}$$

$$\times \frac{\text{21年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{21年度平均被保険者数（見込み）}}$$

$$\times \text{給付費割合（}\gamma\text{）}$$

第10表 I-2

$$\text{給付費割合（}\gamma\text{）} = \frac{\text{当該保険者調整対象給付費見込み額}}{\text{見込み額}} \div$$

第10表 I-2

当該保険者調整対象給付費
見込み額

第10表 I-3

21年度当該保険者前期高
齢者に係る後期高齢者支援
金の概算額

(2) 前期高齢者納付金（納付金）に係る国庫補助金

$$(\underline{a1} \times 13.0/100) + (a2 \times 16.4/100) + (B \times 32/100) + \{ (\text{納付金}) \times (a^{*1})/100 \}$$

$$A = (\text{納付金}) \times \frac{\text{21年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{21年度平均被保険者数（見込み）}}$$

$$B = (\text{納付金}) - A$$

$$a1 = A \times \text{給付費割合} (\gamma)$$

$$a2 = A - a1$$

第9表 I-1-B

$$\text{給付費割合} (\gamma) = \frac{\text{当該保険者調整対象給付費}}{\text{見込み額}} \div$$

第9表 I-1-B

$$\text{当該保険者調整対象給付費} +$$

第9表 I-1-C

$$\frac{\text{21年度当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額}}{\text{見込み額}}$$

(3) 老人保健医療費拠出金に係る国庫補助金

$$(A \times 16.4/100) + (B \times 32/100)$$

$$+ (\text{老人保健医療費拠出金}^{*2} \times (a^{*1})/100)$$

$$A = \text{老人保健医療費拠出金}^{*2} \times$$

$$\frac{\left[\begin{array}{l} \text{前々年度(3月～2月)における平均組合} \\ \text{特定被保険者である老人医療受給対象者数} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{前々年度(3月～2月)における平均老人} \\ \text{医療受給対象者数} \end{array} \right]}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{前々年度(3月～2月)における平均老人} \\ \text{医療受給対象者数} \end{array} \right]$$

$$B = \text{老人保健医療費拠出金}^{*2} - A$$

(4) 後期高齢者支援金に係る国庫補助金

(※ 支援金 = 後期高齢者支援金 + 病床転換支援金)

$$\{ (A - a2) \times 16.4/100 \} + (B \times 32/100) + \{ (\text{支援金}) \times (a^{*1})/100 \}$$

$$A = \text{支援金} \times \frac{\text{21年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{21年度平均被保険者数（見込み）}}$$

$$B = \text{支援金} - A$$

$$\begin{aligned} a2 &= \text{前期高齢者交付金} \\ &\times \frac{\text{21年度平均組合特定被保険者数（見込み）}}{\text{21年度平均被保険者数（見込み）}} \\ &\times (1 - \gamma) \end{aligned}$$

$$\text{給付費割合（}\gamma\text{）} = \frac{\text{第10表 I-2 当該保険者調整対象給付費見込み額}}{\text{第10表 I-2 当該保険者調整対象給付費見込み額}} \div$$

$$\left(\frac{\text{第10表 I-2 当該保険者調整対象給付費見込み額}}{\text{第10表 I-2 当該保険者調整対象給付費見込み額}} + \frac{\text{第10表 I-3 21年度当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額}}{\text{第10表 I-3 21年度当該保険者前期高齢者に係る後期高齢者支援金の概算額}} \right)$$

(5) 介護納付金に係る国庫補助金

$$(A \times 16.4/100) + (B \times 32/100) + (\text{介護納付金}^{*3} \times (a^{*1}) / 100)$$

$$A = \text{介護納付金}^{*3} \times \frac{\left(\frac{\text{前々年度（3月～2月）における平均組合特定被保険者である介護保険第2号被保険者数}}{\text{前々年度（3月～2月）における平均介護保険第2号被保険者数}} \right)}{\left(\frac{\text{前々年度（3月～2月）における平均介護保険第2号被保険者数}}{\text{前々年度（3月～2月）における平均介護保険第2号被保険者数}} \right)}$$

$$B = \text{介護納付金}^{*3} - A$$

- * 1 : 算定省令第 13 条の規定により国保組合に補助する組合普通調整補助金の算定に係る補助の割合
- * 2 : 老人保健医療費拠出金は、平成 19 年度精算分（調整金額を含む。）である。
- * 3 : 介護納付金は、平成 21 年度概算納付金と 平成 19 年度精算分（調整金額を含む。）である。

（第 1 表から第 10 表、保険者の拠出金の額の算定に関する諸係数等は省略）